

秋厚労ニュース

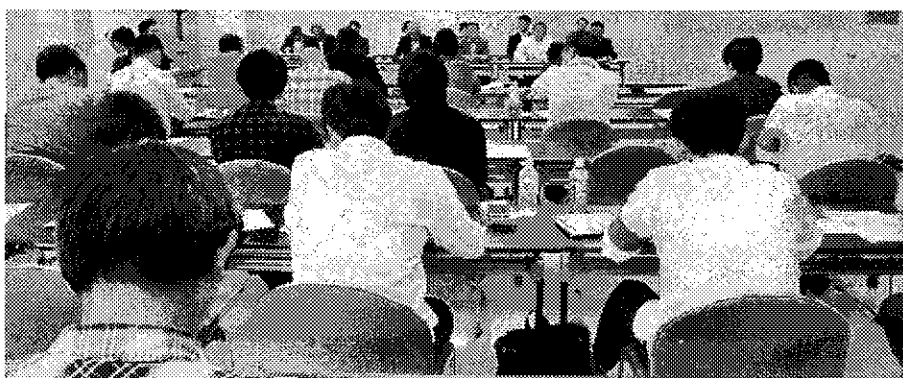
NO1797号

2017年10月19日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

団体交渉 11月21日

2017年秋闘

10月10日に提出した秋闘要求について、11月21日に第1回団体交渉を行うことが決まりました。



2017年6月15日の交渉の様子

ポイントは「労働時間のルールづくり」

今回提出した要求（大項目12・小項目16）は、各支部で約2ヶ月間論議し、7日の中央委員会で決定したものです。

要求のポイントは、労働時間や休みなど「内外の人が働きたいと思うような職場づくり」です。特に「労働時間のルール」について、7日の中央委員会では「団体交渉で確認されたルールが

現場で活用されていない」との声が出されました。例えば2011年の団体交渉で経営者は「時間外手当請求の理由は簡潔で良い」と回答しました。最近いくつかの職場では「手当請求用紙に、受け持った患者さんの名前を書く」旨のルールが作られています。

これは正確な時間外請求を妨げかねず、患者さんのプライバシーにも関わる問題です。

交渉では、こうした一つ一つの「ルール」について経営者に確認します。

現場の声を伝える機会

団体交渉は、働く仲間が経営者の考え方を直接聴き、現場の声を伝える数少ない機会です。

秋厚労がここ数年取り組んでいる「内外の人が働

第1回団体交渉

11月21日(火)

2017年

13時30分～中央委員会
15時～団体交渉

JABビル8階中会議室にて

早朝集會も「思いを表明する場」

交渉翌日に各支部で早朝集會を予定しています。早朝集會はストライキ権批准投票と併せて「団体交渉に参加できない人が思いを表明する場」です。「交渉に参加した支部の代表をねぎらう場」でもあります。こちらも積極的な取り組みをお願いします。

きたいと思うような職場づくり」は、労使共通の課題でもあり、全職場に関係します。ぜひ職場で相談し、代表を送り出してください。参加できない人は参加する人に託して、たくさん「現場の声」を届けてください。